

柏葉町耐震改修促進計画

【令和3年度～令和12年度】

柏葉町

令和4年3月

檜葉町耐震改修促進計画

【令和3年度～令和12年度】

目 次

はじめに	3
1 計画策定・改定の背景	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 耐震化を図る建築物	
第 1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	7
1 想定される地震規模、被害の状況	
2 耐震化の現状	
3 耐震改修等の目標の設定	
4 公共建築物の耐震化の目標	
第 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	13
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針	
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	
3 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備	
4 地震発生時の建築物の総合的な安全対策	
5 優先的に着手すべき建築物の設定	
第 3 建築物の地震に対する安全向上を図るための啓発と知識の普及	16
1 ハザードマップの作成・公表	
2 相談体制の整備・情報の充実	
3 パンフレットの作成とその利活用	
4 行政区との連携	
第 4 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	17
1 関係団体等による協議会の設置、協議会による事業の概要及び連携	
2 その他	
第 5 資料編	18

はじめに

世界有数の地震大国、日本。世界でM6以上地震の約2割が日本で発生しており、近い将来、首都直下地震・南海トラフ地震など巨大地震発生の切迫性が指摘されており、福島県周辺においても、宮城県沖地震の発生が高い確率で予想されている。また、平成28年4月には、30年以内のM7級地震発生率1%未満だった熊本地方においては、熊本地震（震度7・M6.5）が発生している。地震発生率が高い、低いではなく、いつ、どこで大地震が起きてもおかしくない。肝心な事は、地震発生時に建物が崩れ、避難する事が出来ない事を防ぐこと。地震発生後に、第2波の地震や津波に対して安全に避難・行動することができる建物があること。避難しなくともよい建物造りであり、建物の耐震化が重要な課題となっている。

本計画は、町全体の住宅・建築物が耐震化を促進していくための基礎となる物であり、地震発生時の被害を軽減できるよう、備えておくことが重要であり、これまでの耐震化取組状況や社会情勢の変化、国が掲げた耐震化目標を基に、町の計画に必要な見直しを加え、町民の生命と財産を守るための、「楢葉町耐震化促進計画」とする。

1 計画策定・改正の背景

(1) 住宅・建築物の耐震化の必要性

平成7年1月17日の阪神・淡路大地震（震度7・M7.3）では、地震により6,434人の尊い生命が奪われたが、地震による直接的な死者数の約9割が住宅・建築物の倒壊などによるものであった。また、倒壊した建築物等は、避難や救援・救助活動の妨げになるなど被害の拡大を招いた。このとき倒壊した住宅・建築物の多くは、昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令の耐震関係規定（以下「新耐震基準」）これ以前の基準を「旧耐震基準」という）に適合していない住宅・建築物であった。

今後、地震発生確率の高いとされる、宮城県沖地震については、甚大な被害が想定されることから、本町への影響も無視できない状況にある。近年においても下記のような被害が発生している。（※表1 福島県沖地震）

表1 福島県沖地震被害（福島県耐震改修促進計画より2021・10・12現在）

福島県沖地震：2021年（令和3年）2月13日 最大震度6強 M7.3 23:08 発生		
建物全壊	建物半壊	建物一部損壊
118棟	1,804棟	20,113棟
合計		22,035棟

政府の中央防災会議では、地震による死者数及び経済被害額を減らすため、建築物の耐震改修を緊急かつ優先に取り組むべきものと位置付けている。したがって、住宅・建築物を大地震の振動に対して壊れないようにすること、すなわち「耐震化」が、町民の生命や財産を守るために有効かつ効果的である。

町は平成20年度に楢葉町耐震改修促進計画を策定し、平成27年までに住宅の耐震化率を90%、特定建築物の耐震化率を100%とすることを目標に耐震化や改修支援実施要項※を作成し取り組んできました。

※楢葉町木造住宅耐震改修支援事業実施要項（平成20年3月28日告示第52号）

しかし、東日本大地震による甚大な被害や社会情勢の変化により、更なる耐震化促進の取組を充実・強化する「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」（以下。「法」という。）の施行（平成25年11月25日）に伴い、福島県耐震改修促進計画（以下、「県計画」という。）が平成26年3月に改正され、さらに、令和3年度、本計画期間が令和3年度から令和12年度までの10年間に改正されたことから、楢葉町耐震化促進計画の見直しを行いました。

（資料1・2：近年の地震発生状況）P19

（1）平成25年「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正

大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するための「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「法」という。）が平成25年11月25日に施行され、国の基本方針も改正されたことから、法や基本方針との整合性を図る必要が生じました。

法改正の主な内容は、次のとおりです。

- ・不特定かつ多数の者が利用する大規模な建築物等に対する耐震診断の義務付け
- ・耐震診断及び耐震改修の努力義務の対象となる建築物の範囲の拡大
- ・耐震改修計画の認定基準の緩和による増築及び改築の範囲の拡大並びに認定に係る建築物の容積率及び建蔽率の特例措置の創設
- ・建築物の地震に対する安全性に係る認定制度の創設
- ・区分所有者建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度の創設

（2）平成28年度の計画改定

平成25年の法律改正において、庁舎、病院、避難所等の防災拠点建築物を、県計画に定めることにより、耐震診断結果の報告を求めることができることとなりました。このため、緊急に耐震化を図る必要がある建築物、及び耐震診断結果の報告を求める期限を定めることとしました。

(3) 平成29年度の計画改定

平成25年の法律改正において、大規模な地震時に、円滑な避難・救助活動等を実施するための緊急輸送道路等が沿道建築物の倒壊により閉塞する事がないよう、耐震促進計画に緊急輸送道路等を定めることにより、避難路沿道建築物の耐震診断結果の報告を求めることができることとなりました。

このため、福島県において最も重要な役割を担う緊急輸送路線のうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要がある区間を定め、また、新たに防災拠点建築物(第2次)を追加し、避難路沿道建築物と防災拠点建築物(第2次)の耐震診断結果の報告を求める期限を定めました。

(4) 令和元年度の計画改定

平成30年の耐震改修促進法施行令（以下「政令」という。）の改正において、県又は市町村耐震改修促進計画において指定した避難路（緊急輸送道路）の沿道にある一定規模以上の既存耐震不適格のブロック塀等について、耐震診断を義務付ける制度が創設されたことから、当該制度の取組方針について記載し、耐震診断結果の報告を求める期限を定めました。

さらに、避難路（緊急輸送道路）の沿道にある建築物の一部について、所有者の特定等に時間を要していることから、耐震診断結果の報告期限を2年延長しました。加えて、被災建築物応急危険度判定体制の確保について、「総合的な安全対策により減災化を図るための施策」として記載しました。

2 計画の位置付け

本計画は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する法律 法第5条の規定に基づき、国の基本方針を踏まえて、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために指針として策定するものである。

策定にあたっては、「福島県地域防災計画 地震・津波災害対策編」「福島県住生活基本計画」「福島県国土強靭化計画」「第2期福島県復興計画」と「楢葉町地域防災計画・楢葉町住生活基本計画」を踏まえました。

3 計画の期間

本計画は、令和3年度～令和12年度までの10年間とする。

なお、社会情勢等の変化に応じた国及び県計画の見直しを踏まえて、概ね5年後に見直しを行うこととします。

4 耐震化を図る建築物

町民は、自ら所有又は管理する建築物について、地震について安全性を確保する

よう努力する必要がある。

本計画では建築物の用途・規模・構造・建築年度を踏まえ、震災時における必要性や緊急性を勘案し、優先的に耐震化を図るべき建築物として、以下に示すもの内、旧耐震基準により建設された「特定既存耐震不適格建築物」を対象とする。

また、地震発生時の円滑な避難等を考慮し、避難路の沿道にあるブロック塀等も含めて耐震対策を促進する。

① 住 宅（旧耐震基準：昭和56年6月1日前に建築された建物）

町民の生命・財産を守ることはもとより、被災地域の減災という地域という視点から住宅の耐震化を促進する。

② 特定建築物（不特定多数の利用する建築物）（資料3-1：P19）

法第6条第1項に規定する建築物（病院・劇場・集会所・百貨店・事務所・ホテル・福祉施設・工場・賃貸住宅等で3階建て以上かつ床面積1,000m²以上のもの等）

③ 防災上重要建築物（資料3-2：P20）

特定建築物以外の建築物

- 防災拠点施設（表6：P16）
- 避難施設（資料7：櫛葉町総合防災ガイド P16）
- 緊急医療施設
- 居住施設

公共建築物は、災害時の活動拠点や広域的な重要施設となることや多くの町民が集まるところから、特に耐震化を積極的に推進する。

（資料3-2・3-3：P20～P21）

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 推定される地震規模、被害状況

(1) 「福島県地域防災計画」における地震状況

福島県においては、「直下型地震（内陸部の活断層の破壊によって発生する地震）」により震度6弱以上の地震動を受ける地域範囲は、概ね半径20Km程度とされる。また、「海洋型地震（プレート境界部を震源地として発生する地震）」の場合は、地震から陸地まで比較的距離があることから震度6弱以上の地震動を受ける地域は「直下の地震」の場合よりもさらに狭い範囲に限られる。このため、県内全域が同時に被災する可能性は低いものと想定される。

(2) 「宮城県沖地震」の想定

政府の地震調査研究推進本部が令和3年1月13日に公表した「宮城県沖地震」の発生率は、令和3年1月1日を基準日として10年以内に0~0.4%程度、30年以内に60~70%、50年以内に90%程度以上となり、以前の想定発生確率が高くなりました。想定震度M7.4前後を見込まれている。

平成17年の「宮城県沖を震源とする地震」では、宮城県で最大震度6弱を記録し、住宅被害326棟でしたが、福島県においては最大震度5強にもかかわらず、住宅被害はその1.7倍554棟でした。

「日本海溝・千島溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策推進に関する特別措置法」第3条の規定により、いわき市・相馬市・南相馬市・広野町・楢葉町・富岡町・大熊町・双葉町・浪江町・新地町が防災対策推進地域として指定されている。

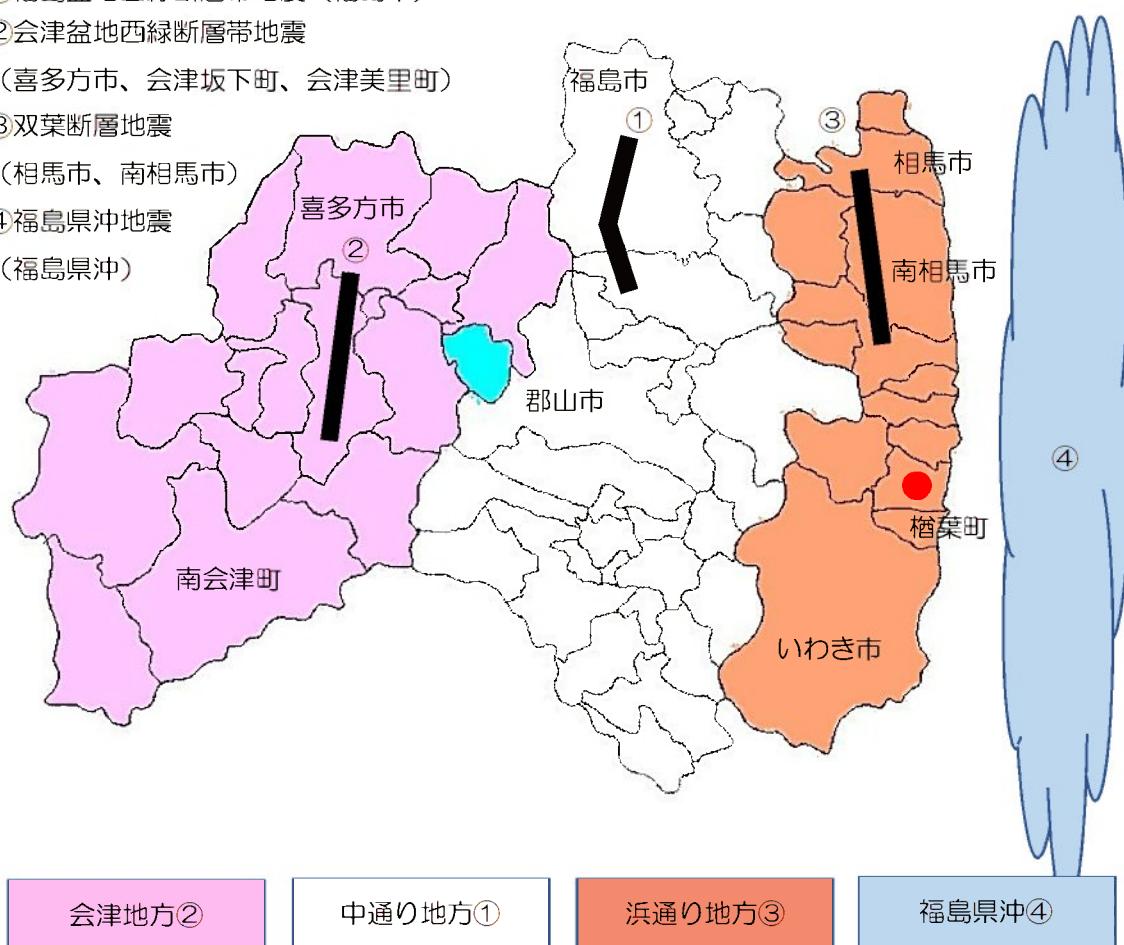
「福島県地域防災計画」においては、4種類（内陸部3、海洋部1）の地震の発生が想定されおり、県内における建築物に対しての地震被害の発生状況について想定されている。（※表2・図1）

表2 定量被害想定結果の概要（福島県地域防災計画／地震・津波災害対策編）

想定区分	①福島盆地西縁 断層帯	②会津盆地西縁 断層帯	③双葉断層	④福島県沖
想定地震	M7.0 W=5km D=10km	M7.0 W=5km D=10km	M7.0 W=5km D=10km	M7.7 浅部 D=20km
想定震度	最大6強	最大6強	最大6強	最大6弱
木造大破棟	11,306 棟	11,031 棟	7,723 棟	4,733 棟
非木造大破棟	497 棟	342 棟	217 棟	158 棟
死者（夜／昼）	840人／327人	749人／278人	553人／203人	346人／131人
負傷者（夜／昼）	4,324人／ 4,343人	4,604人／ 4,476人	2,904人／ 2,948人	1,632人／ 1,661人
避難者	51,621人	38,366人	28,599人	35,798人

図1 想定地震の位置

- ①福島盆地西縁断層帯地震（福島市）
- ②会津盆地西縁断層帯地震
(喜多方市、会津坂下町、会津美里町)
- ③双葉断層地震
(相馬市、南相馬市)
- ④福島県沖地震
(福島県沖)



2 耐震化の現状

(1) 住宅

令和3年2月現在の土地家屋課税台帳によると町内の住宅総数約2,001戸のうち、1,680戸の住宅は耐震性能があると推測され、耐震化率は約83.95%となっています。

耐震性が不十分な住宅は321戸ですが、耐震に不十分な建物の大部分が大震災による解体及び建替え新築によるものと推測されます。また、建替え新築による耐震化は今後も進むものと推測されます。(表3)

表3 檜葉町住宅耐震化の現状と耐震化目標

区分	昭和56年以降の住宅① 耐震性有③	昭和55年以前の住宅②	住宅総数④ (①+②)	耐震性能有住宅数⑤ (①+③)	耐震化率(%) ⑤/④	耐震化率目標(%) 令和7年度末	耐震化率目標(%) 令和12年度末
木造	1,337 190 ※1	506※2	1,843	1,527	82.85		
非木造	143 10 ※1	15※2	158	153	96.84		
合計	1,480 200 ※1	521※2	2,001	1,680	83.95	89.50	98.00

(檜葉町土地家屋課税台帳より)

※1 令和2年度までに耐震性有と診断された件数

※2 課税情報より 面積にかかわらず「住宅」と種別されているモノを計上

- ・住宅総数中、建設年度不詳分については各々に按分。表中の木造数は、統計の木造及び防火木造の合計。非木造は鉄筋・鉄骨コンクリート造、鉄骨造及びその他の合計。
- ・平成15年度に福島県が実施した耐震診断予備調査に基づき昭和55年以前の木造住宅のうち33%を耐震性能有とした。
- ・昭和55年以前の非木造住宅のうち、昭和46年以前のものは耐震性能がないものと見なした。

(2) 特定建築物

令和2年3月末時点（見込み）において、檜葉町町内の特定建築物（新耐震基準の建築物含む）が総数15棟（公共14棟・民間1棟）存在します。

このうち 14 棟 (93%) は、耐震性能を有することを確認しています。また、昭和 56 年 5 月以前に建設された特定建築物（特定既存耐震不適格建築物）のうち、耐震診断を実施した建築物は 2 棟 (100%) です。（表 4-1・表 4-2）（資料 3-1）

表4-1 特定建築物の耐震化の現況と耐震化の目標

耐震化 現状	昭和 56 年 6 月以降建築物 ①	昭和 56 年 5 月以前建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性能有建 築物 ④	耐震率 ⑤ (%) (③/④)	耐震化率目標 (%)
						基準強度不明
法第 6 条 第 1 項	12	3	15	15	100	100
					0	
法第 6 条 第 2 号	0	0	0	0	0	100
					0	
法第 6 条 第 3 号	0	0	0	0	0	100
					0	
合計	12	3	15	15	100	

表 4-2 特定建築物(用途ごと)の耐震改修目標値

耐震化率の目標値 耐震化率の区分	計画策定時 (H18 年度)	現　況 (R1 年度末)	中間目標値	最終目標値
			(R7 年度)	
特定建築物	40%	100%	100%	100%
防災拠点施設（庁 舎・公益上必要な施 設）	100%	100%	100%	100%
避難施設（学校・体育 館等）	75%	100%	100%	100%
緊急医療施設（病院・ 診療所）	—	100%	100%	100%
居住施設（共同住宅・ 宿泊施設）	0%	100%	100%	100%
不特定多数が利用す る施設（物販店等）	100%	100%	100%	100%
多数が利用する施設 (工場・事務所等)	0%	0%	0%	0%

3 耐震改修等の目標の設定

(1) 住宅

大規模地震が発生した際、死者数及び経済被害額を被害想定から半減（中央防災会議「地震防災戦略」）させる観点から、本町の住宅の耐震化率について、令和3年度の83.9%を令和7年度末までの95%の中間目標を経て、令和12年度末までにおおむね解消することを目標とします。これまでの傾向より、令和3年度には昭和55年以前に建築された住宅が約521戸となり、耐震化率は約90%を超えるものと推計されます。令和12年度までに耐震化率98%を達成するためには、今後約220戸の耐震化を図る必要があり、老朽化した住宅の除去・建替等を促進するとともに、現在の耐震改修のペースを早めることが必要です。耐震化の促進を図るために、耐震診断の実施が不可欠であり、今後10年間で耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数と同等の耐震診断を行う観点から、年約25戸の耐震診断を促進します。なお、住宅の耐震化率の目標の達成状況については、5年毎の住宅調査の結果により速やかに分析、推計し検証します。

(2) 特定建築物

大規模地震が発生した際、人的及び経済被害額を減ずるために町では特定建築物の耐震化を進めてきました。平成20年度の総数10棟において50%であった耐震率については平成27年末までに100%の目標を達することが出来ました。

(3) 重点的に耐震診断・耐震改修に取り組む必要のある建築物等

耐震性能の低い建築物や想定震度6強以上の揺れが予想される地域内の建築物においては、重点的に耐震化に取り組む必要があります。檜葉町においては日本海・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されています。（階数3以上かつ床面積1,000m²以上のもの等）

4 公共建築物の耐震化目標

(1) 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物（町が所有する建築物）については、庁舎は被害情報収集や災害対策指示、学校は避難所としての活用、病院は災害による負傷者の治療など、それらの多くが震災対策の拠点として活用されます。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識の下、公共建築物の耐震化の促進については、率先して取り組むこととします。また、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震診断を実施した場合は、速やかにその公表に努めます。

町有建築物については、町において、用途ごとに耐震化の目標を設定し、耐震改修が図られるよう、必要な助言及び情報提供を行うものとします。

(2) 町が所有する公共建築物の耐震化の目標

町が所有する公共建築物の耐震率については、令和 4 年 2 月現在 100% の目標を達することが出来ました。(平成 26 年度 完了)

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取組むことが不可欠である。町は、こうした所有者等の取組みができる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組み方針とする。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

町民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度と国・県の税制等（支援補助）を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図るものとする。

楢葉町耐震化支援事業 （耐震改修補助：対象工事費の 1/2 かつ最大補助額まで）

補助対象：昭和 56 年（1981 年）6 月 1 日前に建築された木造建築物		
木造住宅の耐震診断	楢葉町耐震診断・補強計画	個人負担 6, 000 円
木造住宅の耐震改修	一般改修 段階改修 ※1 (簡易改修・部分改修)	最大 100 万円 最大 60 万円
ブロック塀等の 耐震改修・除去	楢葉町支援補助 改修・建替え※2	最大 30 万円

楢葉町木造住宅耐震改修支援事業要項（平成 20 年 3 月 28 日告示第 52 号）

楢葉町木造住宅耐震診断者派遣事業実施要項（平成 20 年 3 月 28 日告示第 53 号）

※1 段階改修とは 簡易改修及び部分改修が対象

（簡易改修：基準手前の補強 現行耐震基準は満足できません）

（部分改修：特定の部屋だけを補強改修（居間・寝室等をシェルター型で補強）

※2 楢葉町ブロック塀等除去・改修助成事業実施要項 第 4 条

※ 段階改修では 建物全体は現行耐震基準を満足できません

但し 住宅の一部を改修する事で 命を守ることを優先できます

3 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備

① 適正な耐震診断体制の整備

「福島県木造住宅耐震診断(一般診断法)実施要領」を活用するとともに、地域の建築士及び大工・工務店が連携した体制の整備に努めることとする。

② 町民への啓発活動

耐震診断並びに耐震改修に関する各制度等を町広報紙、パンフレット等により広報するとともに、定期的な防災関連記事等の町広報紙への掲載に努め、町民の防災意識の向上を図るものとする。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策

① 事前の対策

平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震や同年 8 月の宮城県沖地震の被害状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、大規模空間をもつ建築物の天井の落下防止対策の必要性が改めて指摘されている。このため町では、県と連携し被害の発生する恐れのある建築物を把握するとともに、建築物所有者へ必要な対策を講じるよう指導する。また、建築物の不燃化を促進するとともに、関係機関と連携を図り、住民等に対し総合的な防災知識の普及に努めます。

② 地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物の応急危険度判定が必要な場合は、町は判定実施本部等を設置し、福島県へ応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じる。また、被災建築物復旧のための住宅相談を総合的に受けられるよう、その体制整備を検討する。なお、地震発生直後の建築物等の被害状況を速やかに把握するための体制整備を図る。

5 優先的に着手すべき建築物等の設定

① 優先的に着手すべき建築物は、次のとおりとする。

- ・地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる建築物、医療活動の中心となる建築物、並びに避難所となる建築物、その他防災上特に重要な建築物。
- ・耐震改修促進法の特定建築物
- ・木造住宅

② 重点的に耐震化すべき区域

重点的に耐震化すべき区域は下記のとおりとする。(表 5)

表5 地域防災計画で指定路線等

優先順位	種別	路線名等	緊急輸送路線確保区間等
① 緊急輸送道路	県指定路線	高速自動車道磐越自動車道	町内全線(第1次確保路線)
		一般国道6号線	//
	町指定路線	楢葉町地域防災計画に基づき策定「緊急輸送計画」により選定される路線	
② 避難路等	避難路	楢葉町地域防災計画に基づき策定「緊急輸送計画」により選定される路線	
	避難地・施設等	小中学校、体育館等の公共施設及び各地区集会施設	
③ 避難路等	避難路	一般町道	

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 ハザードマップの作成・公表

町では、第2の5の①・②の建築物、道路等を記載した地図を作成し公表する。

また、福島県の支援と協力により「建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生の恐れがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図(地震ハザードマップ)」を配布する。(資料6)

2 相談体制の整備・情報の充実

本町では、建設課を窓口として専門家診断の申込みや各種補助事業の申請のほか、町民からの建築相談に応じられるよう体制整備に努める。

なお、技術的な相談は福島県相双建設事務所、家具の転倒防止等災害予防全般について福島県生活環境部災害対策課や、福島県相双地方振興局県民生活課、耐震改修に関連したリフォーム工事等のトラブルについては消費生活センター及び建設工事紛争処理担当課と連携して対応することとする。

3 パンフレットの作成とその利活用

福島県が作成した「大地震に備えて耐震診断を受けましょう」(福島県住宅耐震診断促進事業の紹介)を活用し、住宅の耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努める。

また、今後作成が予定される耐震改修を促進するための福島県パンフレット等を活用し、建築物防災週間、違反建築物防止週間の機会、町の各種行事やイベント等の機会を捉え普及啓発を図る。

4 行政区との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要である。

町には18の行政区があり、町と連携した活動を継続的に行っているが、一人暮らしの高齢者世帯等災害弱者になりやすい世帯の把握は、ふれあいネットワーク業の活用や地域の協力がなければ難しく、今後も住民が団結して組織的に行動することが効果的であることから、行政区を中心とした自主防災組織の活動は極めて重要である。

町は、専門家や技術者は検討の支援・協力を福島県より受け、行政区単位での防災講習会や地区内における地震時の危険箇所点検を計画し、これを通じて耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努める。

第4 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関係団体等による協議会の設置、協議会による事業の概要及び連携

建築物の地震対策の推進を図るため、県及び市町村が連携して設置した「福島県建築物地震対策協議会」、及び「福島県既存建築物違反対策推進協議会」等との連携による取り組みを行う。

2 その他

本計画は、社会情勢の変化や耐震化の進捗状況等を勘案し必要に応じて見直しを実施する。

なお、耐震改修促進計画を実施するにあたり必要な事項を、定めるものとし実施することとする。

(資料 4-1 : 楠葉町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム)

表6 防災上重要建築物

市町村	建築物名称	用 途	公共 民間 区分	延べ面積	構 造	階 数	建築 年 次	耐震診 断実施 年 次	耐震改 修の 状況
楢葉町	楢葉町公民館	公民館	公共	936.00	RC	3	S47	H19	不用
楢葉町	防災行政無線中継局	機械室	公共	72.00	RC	2	S56	未	不用
楢葉町	楢葉町公民館文館	公民館	公共	583.20	RC	1	S56	未	H26
楢葉町	旧楢葉町南児童館	児童厚 生施設	公共	660.96	RC	1	S54	未	H20

資料 編

資料 1 福島県内震度 1 以上の地震回数
(2011 年～2021 年)

資料 2 東日本大震災福島県内各地域の震度

資料 3 楢葉町 建築物の耐震改修の促進に関する建築物
3-1 特定建築物等 用途・規模要件一覧
3-2 防災拠点建築物の対象用途
3-3 楢葉町 建築物の耐震改修の促進に関する建築物

資料 4 楢葉町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム要項
4-1 楢葉町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム
4-2 楢葉町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム取組実績

資料 5 耐震化に関する支援

資料 6 楢葉町「総合防災ガイド」2020 年

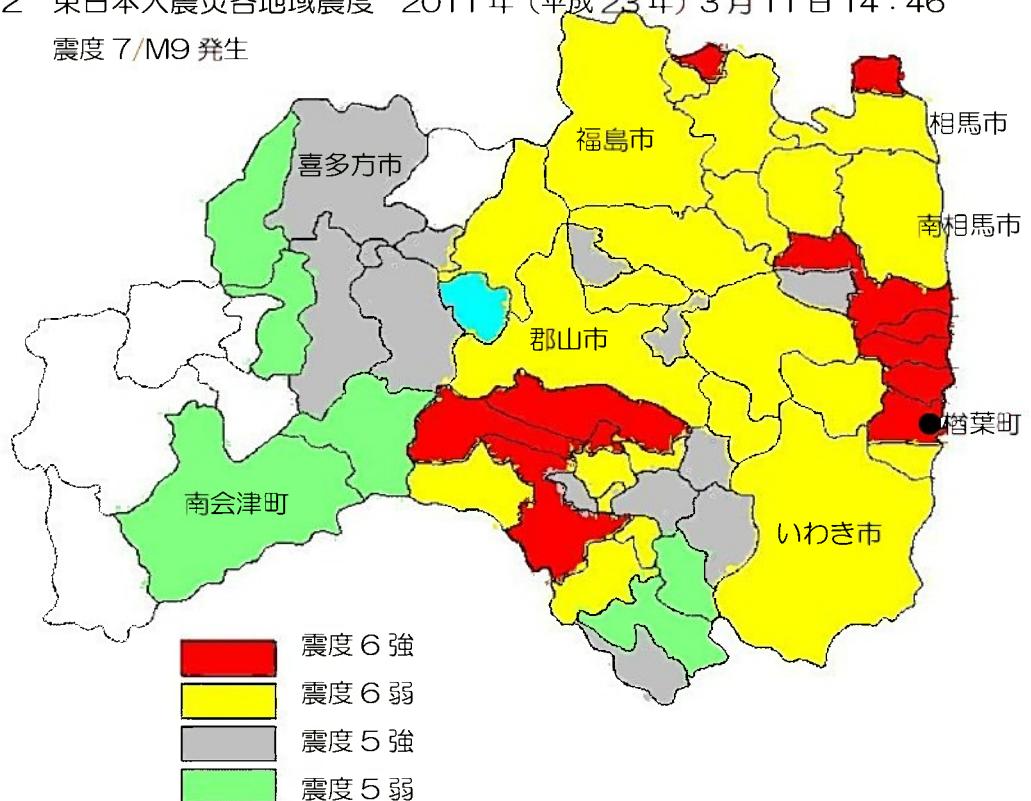
資料 1

福島県内震度 1 以上の地震回数 (2011~2021) 出典：気象庁データベース

年＼震度	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計
2021	212	85	30	7	2	0	0	1	0	337
2020	92	51	22	4	0	0	0	0	0	169
2019	107	49	11	2	1	0	0	0	0	170
2018	129	63	13	7	0	0	0	0	0	212
2017	159	70	21	8	2	0	0	0	0	260
2016	268	133	29	7	1	0	0	0	0	438
2015	161	64	18	5	0	0	0	0	0	248
2014	206	103	28	11	0	0	0	0	0	348
2013	353	155	53	13	0	1	0	0	0	575
2012	468	227	57	18	2	0	0	0	0	772
2011	2482	1214	394	95	17	7	2	1	0	4212

資料 2 東日本大震災各地域震度 2011 年(平成 23 年)3 月 11 日 14:46

震度 7/M9 発生



資料 3-1 特定建築物等 用途・規模要件一覧

法 令 第 6 条 第 2 項	政 府 第 1 号	用途	法第 14 条の所有者の努力 義務及び法第 15 条第 1 項 の指導・助言対象物	法第 15 条第 2 項の 指示対象建築物
特定建築物	第 2 号	幼稚園・保育所	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 750 m ² 以上
	小学校等	小学校・中学校 中等教育学校の前期課程 特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む
	第 3 号	老人ホーム・老人短期入所施設 福祉ホーム・その他これに類する物	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上
	学校	第 2 号以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	-
	ボーリング場・スケート場・水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上
	病院・診療所			
	劇場・観覧場・映画館・演芸場			
	集会場・公会堂			
	展示場			
	卸売市場		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	-
	百貨店・マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上
	ホテル・旅館			
	賃貸住宅（共同住宅に限る）寄宿舎・下宿		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	-
	事務所		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	-
	博物館・美術館・図書館		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上
	遊技場			
	公衆浴場			
	飲食店・キャバレー・料理店・ナイトクラブ ダンスホールその他これらに類するもの			
	理髪店・質屋・貸衣装屋・銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
	工場（危険物の貯蔵場等を除く）		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	-
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建物で旅客の乗降又は待合用に供するもの		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	

	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停 留又は駐車のための施設	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上
第 3 号	保健所・税務署その他これらに類する公益上 必要な建築物	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上
第 4 号	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 2,000 m ² 以上
法第 14 条 第 2 号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する 建築物	政令で定める数量以上の危険物 を貯蔵、処理する全ての建築物	500 m ² 以上
法第 14 条 第 3 号	地震によって倒壊した場合においてその敷 地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円 滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷 地が都道府県耐震促進計画に記載された道 路に接する建築物	全ての建築物	-

資料 3-2 防災拠点建築物の対象用途

対 象	備 考
庁舎・病院	法令により定められている用途
診療所	※法第 5 条第 3 項第 1 号及び政令第 2 条各号（第 22 号除く）
避難所となる 体育館等	次のいずれかに該当する建築物 • 市町村地域防災計画で大規模地震時の利用確保が必要である旨の記 載がある又は記載が確実であるもの • 市町村と建築物所有者等で、大規模地震時の被災者受け入れやサービ ス提供に関する協定等を締結したもの
次のいずれかに該当する場合は対象外	
• 耐震診断の結果、耐震改修の必要がないとされたもの • 耐震改修済み又は耐震改修済み又は耐震改修工事中のもの • 用地廃止、建替又は現用途以外への用途変更の予定のあるもので、当該事業の確実性を工事 請負契約書、予算書、公表済み事業計画等で確認できるもの	

資料 3-3 楢葉町 建築物の耐震改修の促進に関する建築物 第6条第1号建築物

市町村	建築物名称	用 途	公共 民間 区分	延べ面積	構 造	階 数	建築 年次	耐震診 断実施 年次	耐 震 改修の 状況
楢葉町	楢葉町役場庁舎	庁舎	公共	2485.88	RC	3	S53	H8年	H25
楢葉町	旧楢葉南小学校校舎	小学校	公共	2889.00	RC	2	H12	未	H25
楢葉町	旧楢葉南小学校体育 館	小学校	公共	738.80	RC	2	H12	未	H26
楢葉町	楢葉町公民館	公民館	公共	936.00	RC	3	S47	H20年	H26
市町村	建築物名称	用 途	公共 民間 区分	延べ面積	構 造	階 数	建築 年次	耐震診 断実施 年次	耐 震 改修の 状況
楢葉町	楢葉町コミュニティ センター	多目的ホ ール	公共	4386.10	RC	2	S59	H9年	H25
楢葉町	楢葉中学校武道館	体育 施設	公共	1053.00	RC	2	S60	H8年	H25
楢葉町	あおぞらこども園	保育所 幼稚園	公共	3119.97	S	1	H20	不用	
楢葉町	東京電力福島第二原 子力発電所	事務所	民間	21370.94	S	3	S55	不用	
楢葉町	楢葉町保健福祉会館	福祉施設	公共	2274.80	SRC	3	H2	不用	
楢葉町	Jヴィレッジ	スポーツ 練習場	公共	17698.33	RC・ SRC	4	H9	不用	
楢葉町	楢葉町笑ふるタウン ならは交流館	集会場	公共	884.14	S	2	H29	不用	
楢葉町	楢葉町笑ふるタウン ならは(店舗)	物品販 売業	公共	1049.14	S	1	H29	不用	
楢葉町	楢葉町笑ふるタウン ならは(スーパー)	マーケッ ト	公共	1138.38	S	1	H29	不用	
楢葉町	楢葉町笑ふるタウン ならは(ホームセンタ ー)	物品販 売業	公共	1324.37	S	1	H29	不用	
楢葉町	楢葉町屋内体育施設 スカイアリーナ	体育館 水泳場	公共	6597.39	SRC	2	H31	不用	

資料 4-1

檜葉町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和3年3月 策定

住宅の耐震化を一層促進し、檜葉町民の安全・安心を確保するため、具体的な行動計画となる「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を以下のとおり策定する。

1 目的

檜葉町耐震改修促進計画に掲げる住宅の耐震化目標（令和12年度の住宅耐震化率95%）を達成するため、必要な取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、本プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を促進することを目的とする。

2 実施取組期間

令和3年度～令和12年度（10年間）

※檜葉町耐震改修促進計画の計画期間とする。

3 対象区域・建築物

- ・檜葉町内全域
- ・旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に工事が着手されたもの。）で建設された木造戸建住宅

4 取組目標

【実施計画】

	取組内容	令和4年度目標
財政支援	・対象建築物の耐震診断費の一部を補助	1戸
	・対象建築物の耐震改修費の一部を補助	1戸
普及啓発	1. 耐震診断の未実施者に対する対応 ①対象建築物の所有者等へ耐震化に関するダイレクトメール送付やポスティング等を実施（対象戸数：60戸／24戸） ②戸別訪問の希望者には、直接訪問して説明 2. 耐震診断の既実施者に対する対応 ①当該年度耐震診断実施者に補強計画・概算費用を提示 ②耐震診断を実施後も耐震改修等に至らず、1年経過している者に対し、ダイレクトメールや電話等で耐震化を促す	①24戸配布 ②希望者全員 ①診断実施者全員 ②28戸

	<p>3. 事業者に対する対応（技術力向上）</p> <p>①事業者向けの技術講習会開催参加呼掛け ②耐震改修事業者リストを楢葉町の広報媒体（広報誌、Web 等）にて周知</p>	<p>①講習会を案内 ②広報媒体掲載</p>
	<p>4. その他、一般向けの対応（周知普及）</p> <p>①住宅の耐震化に関するチラシを作成し、楢葉町の広報媒体で周知 ②住民向け説明会やパネル展示等を実施</p>	<p>①広報媒体掲載 ②説明パネル展示</p>

※これ以降は、令和3年度終了後、令和4年度プログラムを策定する際に必要となるものであり、令和3年度当初での公表等は不要です。

資料 4-2

5 取組実績

【実績（自己評価）】

	取組内容	令和〇年度	
		目標	実績
財政支援	・対象建築物の耐震診断費の一部を補助 ・対象建築物の耐震改修費の一部を補助	〇〇戸 〇〇戸	〇〇戸 〇〇戸
普及啓発	1. 耐震診断の未実施者に対する対応 ①対象建築物の所有者等へ耐震化に関するダイレクトメール送付やポスティング等を実施（対象戸数：〇〇戸／〇〇〇戸） ②戸別訪問の希望者には、直接訪問して説明	①〇〇戸配布 ②〇〇名	①〇〇戸配布 ②〇〇名
	2. 耐震診断の既実施者に対する対応 ①当該年度耐震診断実施者に補強計画・概算費用を提示 ②耐震診断を実施後も耐震改修等に至らず、〇年経過している者に対し、ダイレクトメールや電話等で耐震化を促す	①診断実施者全員 ②〇〇戸	①〇〇戸 ②〇〇戸
	3. 事業者に対する対応（技術力向上） ①事業者向けの技術講習会を実施 ②耐震改修事業者リストを広報媒体（広報誌、Web、SNS 等）にて周知	①講習会実施 ②広報媒体掲載	①講習会〇回（〇〇共催） 場所（〇〇） 時期（〇月） ②広報媒体掲載（町 Web）
	4. その他 一般向けの対応（周知普及） ①住宅の耐震化に関するチラシを作成し、町の広報媒体で周知 ②住民向け説明会やパネル展示等を実施	①広報媒体掲載 ②パネル展示	①広報媒体掲載 各〇回 〇〇だより 公式 SNS ②パネル展示 場所（〇〇） 時期（〇,〇月）

6 改善策

耐震診断後の耐震改修実施者の割合が低いため、以下の内容を見直し次年度の取組を実施する。

- ・広報活動を実施し、一層の周知啓発を図る(SNS、防災無線や広報車による宣伝)。
- ・ダイレクトメール送付（対象戸数）
- ・耐震改修の動機付けとなる情報を収集し、広報媒体で発信する。
(事業者との協議に基づく、改修費用の圧縮方法等、固定資産税減税の紹介等)

資料 5

福島県耐震化支援補助（耐震改修補助：対象工事費の 1/2 かつ最大補助額まで）

補助対象：昭和 56 年（1981 年）6 月 1 日前に建築された木造建築物		
木造住宅の耐震診断	耐震診断・補強計画	最大 15 万円
木造住宅の耐震改修	一般改修	最大 100 万円
	段階改修 ※1 (簡易改修・部分改修)	最大 60 万円
ブロック塀等の 耐震改修・除去	改修・建替え	最大 10 万円
	楢葉町支援補助 改修・建替え※2	最大 30 万円

福島県木造住宅等耐震化支援事業・楢葉町支援事業

※1 段階改修とは 簡易改修及び部分改修が対象

（簡易改修：基準手前の補強 現行耐震基準は満足できません）

（部分改修：特定の部屋だけを補強改修（居間・寝室等をシェルター型で補強）

注意：段階改修では 建物全体は現行耐震基準を満足できません

但し 住宅の一部を改修する事で 命を守ることを優先できます

※2 楢葉町ブロック塀等除去・改修助成事業実施要項 第 4 条



総合防災 ガイド

2020年
作成



もしもの災害に備えよう!



地震・津波



原子力



洪水・土砂



避 難

いざという時に備えて、
書き込んでおきましょう

わが家の避難場所

わが家の集合場所

こころ、つなぐ、ならば、明日へ!!

福島県 双葉郡 橋葉町







地震と津波災害時の行動

■ 地震発生時の行動

地震が発生したら、まずは身を守ることが重要です。場所に応じた判断や必要な行動がとれるように確認しておきましょう。また、揺れが収まっても二次被害への注意が必要です。



地震発生から
1分

まずはとにかく「身を守る」!!

大きな揺れを感じたり、緊急地震速報を受けたら、まずは自分の身を守り、周囲の状況に応じて揺れがおさまるまで待ちましょう。



屋内では

- 家具・ガラスから離れる
- 頭を守る



外出先では

- 倒壊物・落下物に注意
- 係員の指示に従う
- エレベーターは全てのボタンを押して停止した階で降りる



自動車の運転中は

- ハザードランプを点灯し、徐々に減速し左側に停車する



鉄道・バスに乗車中は

- 手すりやつり革につかまる

地震発生から
1分～5分

「揺れ」がおさまったら…

揺れがおさまったら、慌てずに落ち着いて行動しましょう。身のまわりの安全確保と状況確認を行い、避難指示や、家屋倒壊などの危険がある場合は、速やかに避難しましょう。



火元の点検

コンロやガス器具、ストーブ、タバコなどの火元を確認し火災を防ぐ

出口の確保

建物の傾きで扉が開かなくなるのを防ぐため扉や窓を開ける

状況の確認

ガラス片や転倒家具に注意し、家族や周囲の安全確認・確保を行う

情報を入手する

テレビ・ラジオなどで正しい災害・避難情報を入手する

地震発生から
5分～数時間

「地域で協力」しよう!!

隣近所も同じように被災しています。余震に警戒しながら安否確認を行い、被害が出ている場合は、お互いに協力しあいましょう。



- 危険な箇所には近づかない
- 行方不明者の確認
- けが人の救出・救護
- 手助けが必要な方への協力（高齢者・障がい者・病人・妊婦など）
- 火災発生時の初期消火

津波注意報・警報がある場合は

「高台へ避難」!!

すぐに大声で知らせる

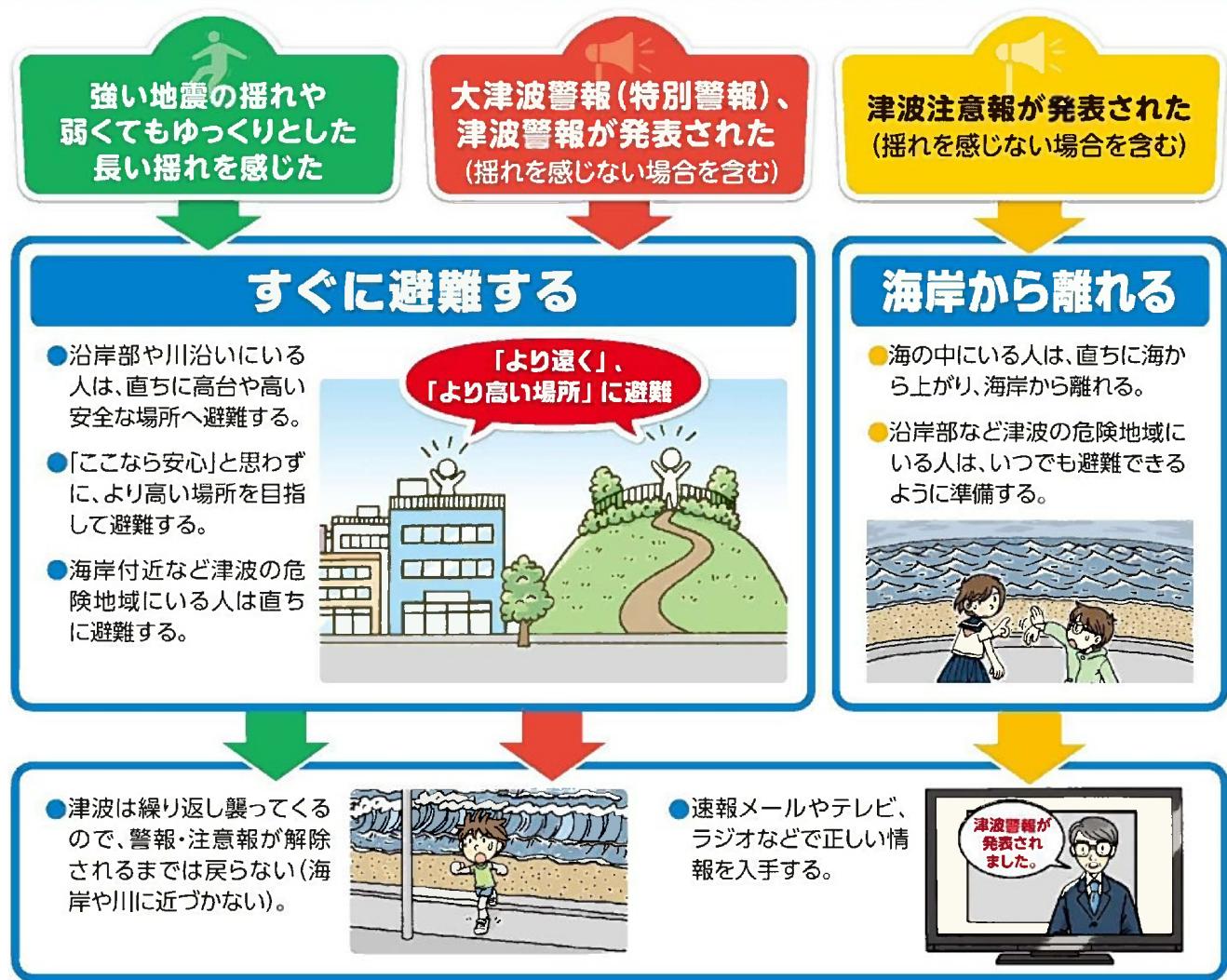
海岸から「遠く」ではなく、「より遠く高い高台」へ避難しましょう。注意報、警報が解除されるまで海辺や河川には近づかないようにならましょう。



■津波が発生した場合の行動

津波から身を守るにはとにかく逃げてください。強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、または弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちに海岸から離れ、「より遠く」、「より高い場所」に避難しましょう。

□ 津波から命を守る行動マニュアル!



□ 知つておきたい津波の威力

津波は水深が30cmでも歩いての避難行動が難しくなり、水深50cm~1mで車が流される強さになります。わずかな揺れでも津波警報・注意報等の情報に注意しましょう。

① 津波は巨大な海水の塊

津波は海底から海面までの全ての海水が大波となって動く、大きなエネルギーの塊です。

高さ20~30cm程度の津波でも速い流れに巻き込まれてしまうことがあります。また、津波は川を逆流するため、沿岸部だけではなく河川でも警戒が必要です。

津波の高さと被害

水深 2m	木造家屋全壊
水深 1m	車が流される
水深 50cm	人が流される
水深 30cm	立っていられない





津波防災マップ [檜葉町広域図]

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 令元情使、第415-GISMAP42773号)



富岡町

檜葉町

凡 例	
指定緊急避難場所	病院
津波避難場所 (指定緊急避難場所)	高速道路
指定避難所	一般国道
福祉避難所	主要地方道
役 場	一般県道
警察署	鉄 道
消防署	市町村界
● 津波災害時の浸水予想範囲	
	10.0m以上～20.0m未満 ▲ビルの3階程度 5.0m以上～10.0m未満
	▲2階の軒下までかかる程度 3.0m以上～5.0m未満
	▲1階の天井までかかる程度 0.5m以上～3.0m未満
	▲大人のひざまでかかる程度 0.5m未満

広野町

①[海岸北部]

6ページ

②[海岸中部]

7ページ

太平 洋

③[海岸南部]

8ページ

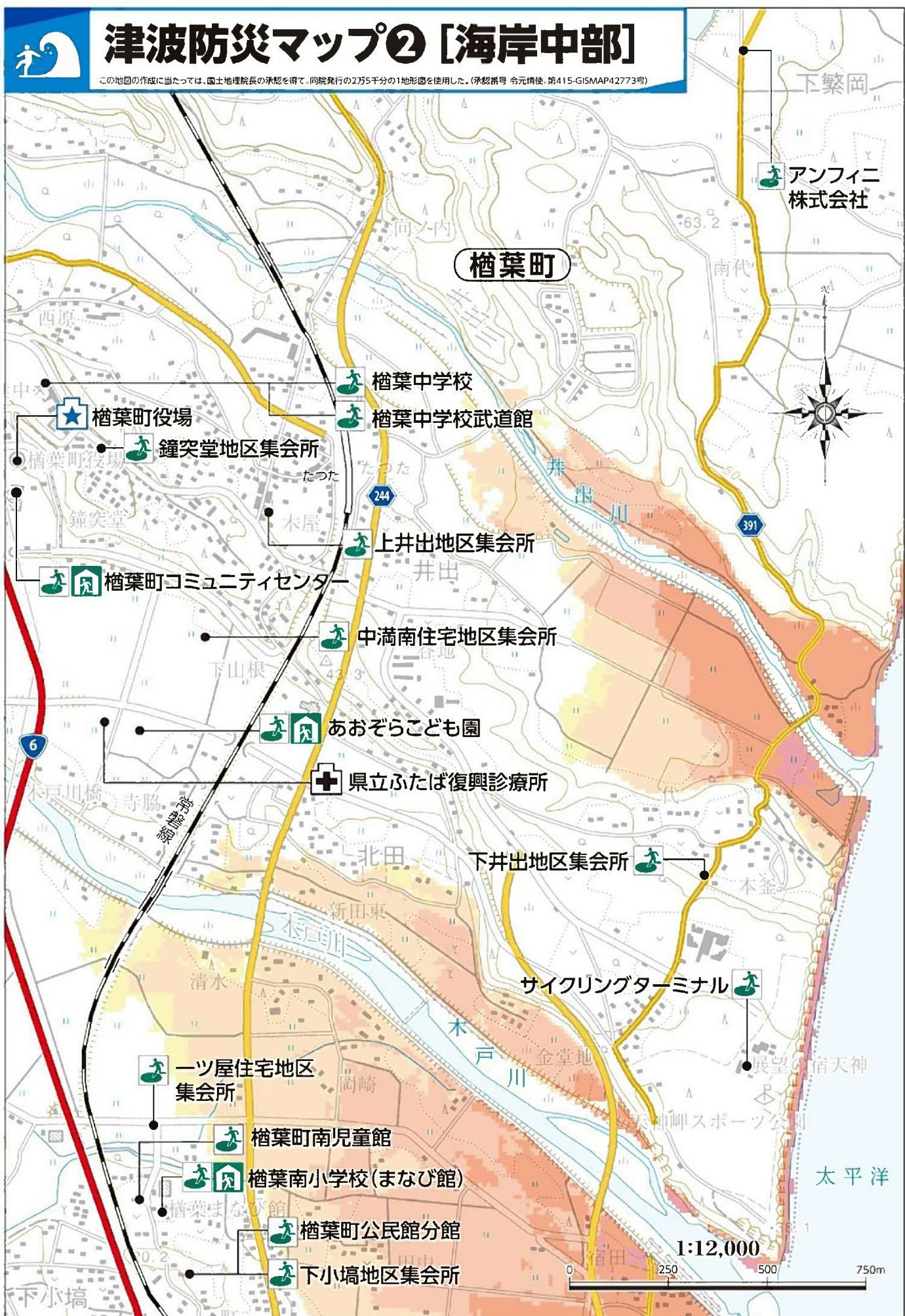
津波防災マップ① [海岸北部]

この地図の作成に当たっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 令元情使 第415-GISMAP42773号)



津波防災マップ② [海岸中部]

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 令元情使 第415-GISMAP42773号)



津波防災マップ③ [海岸南部]

この地区の作成に当たっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 令元情使、第415-GISMAP42773号)



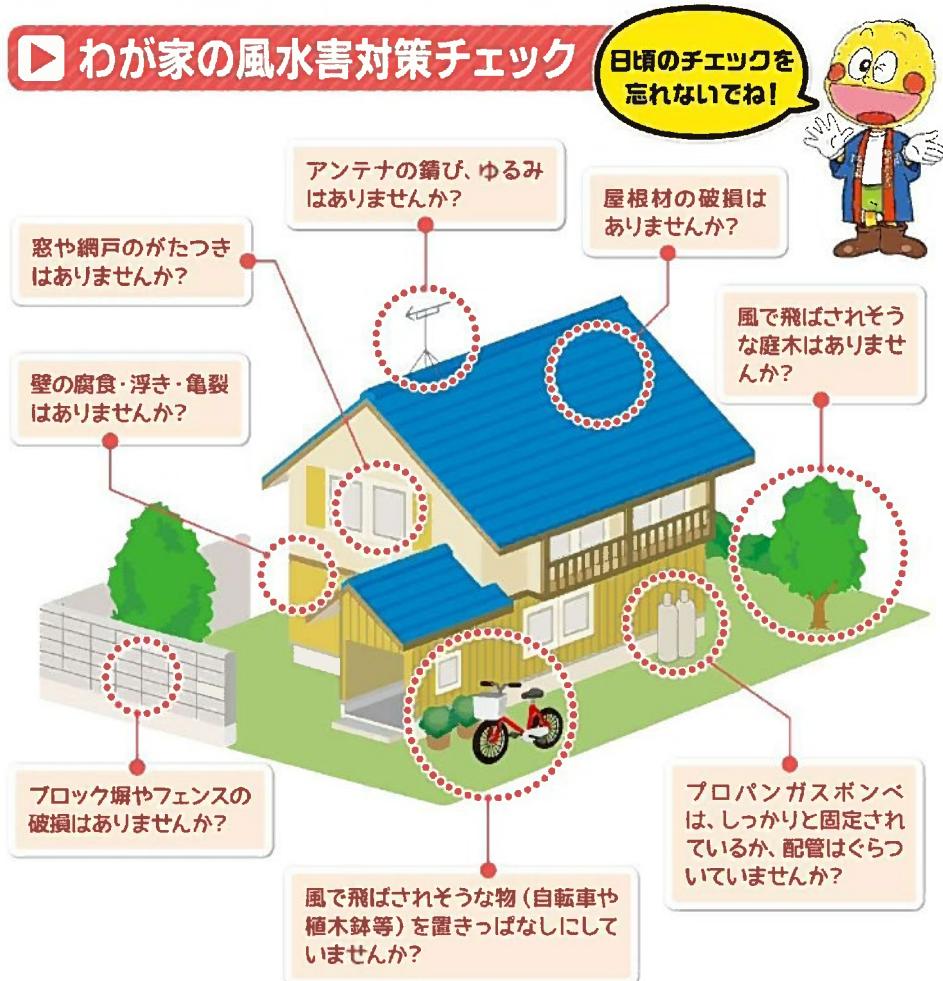


洪水・土砂災害に備える

大雨や風にともなう洪水について

台風や前線の影響での大雨、洪水、暴風、高潮といった風水害の発生が予想される場合、家屋への浸水、河川の氾濫、土砂災害など様々な被害が想定されます。日頃から自宅を点検し、「もしも」の風水害に備えましょう。

□ わが家の風水害対策チェック



洪水・土砂災害から身を守るためにのポイント

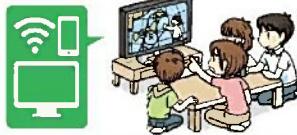
1 事前の確認

- 洪水がおきた時の浸水状況を確認
- 避難場所や避難経路を調べる



2 情報の入手

- テレビやラジオなどで最新の気象・災害情報を入手
- 避難情報もテレビやラジオ、インターネットなどで入手



3 早めに避難！

- 自分の地域で長雨や大雨が続いている
- 近くの川の上流で長雨や大雨が続いている



大雨に注意！ 水の怖さを知ろう

気象庁から記録的短時間大雨情報が発表されるほどの大が降ると、災害発生の危険が高まります。
大雨が予想されるときは水辺に近づかないようにし、気象情報に十分注意して、早めに避難してください。

歩ける深さは膝下まで！



水深が腰まであつたり、浅くても水の流れが速い場合は無理をせず、高い場所で救助を待ちましょう。

車が浸水したらすぐ外へ！



浸水により車のエンジンが停止する可能性があり、水深と流速が増すと車ごと流される危険もあります。

避難に遅れたら…



自宅の2階か近くの頑丈な建物の2階以上に逃げましょう。

■ 土砂災害に注意!

土砂災害は、雨や融雪で地中の水分が増して地盤が緩み、さらに長雨や強雨が続いたときなどに発生するとされています。次のような現象を察知した場合は、土砂災害が起こる可能性がありますので、直ちに安全な場所へ避難とともに、関係機関へ通報してください。

こんな「前ぶれ現象」に注意!

土砂災害の種類



*地すべりの予測は技術的に困難であり、土砂災害警戒情報の発表対象となっていないので注意してください。

家の周囲の状況は?

- いつもあふれたことがない河川が氾濫している(しそう)
- いつもあふれない側溝があふれている
- いつもは冠水しない道路が冠水している
- 近くの道路でがけ崩れ(落石含む)が発生している
- 周辺地域で土砂災害が発生している
- 上記以外に周辺地域でいつもと違う異常な状況が認められる

危険を感じたら早めに
「安全な場所に避難」
しましょう!

早期避難が
大事です!



すぐに避難が不可能、または危険が迫っている場合は、**できるだけ高いところ(自宅の2階など)**に避難しましょう。

■ 土砂災害から身を守るためにには?

台風や大雨に注意する



土砂災害の多くは雨が原因で起こります。
1時間に20mm以上、または降り始めから80mm以上の降雨量になつたら、十分な注意が必要です。

土砂災害警戒情報に注意する



「土砂災害警戒情報」とは、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、町長が避難勧告等を発令する際の判断や、住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報です。



洪水・土砂防災マップ① [海岸北部]

この地図の作成に当たっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 合元情使第415-GISMAP42773号)



● 洪水災害時の浸水予想範囲



※浸水想定区域は、現在の木戸川の河道整備状況と木戸川ダムの洪水調整等を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる降雨である概ね70年に1度起こる大雨が降ったことにより、木戸川等の河川が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものです。

凡　例

	指定緊急避難場所		洪水災害非対応
	津波避難場所 (指定緊急避難場所)		土砂災害非対応
	指定避難所		高速道路
	福祉避難所		一般国道
	役 場		主要地方道
	警察署		一般県道
	消防署		鉄 道
	病 院		市町村界

		土石流危険渓流域
		土石流危険区域
		急傾斜地(警戒区域)
		急傾斜地(特別警戒区域)

1:18,000

0 500 1000 m

旭ヶ丘地区集会所

檜葉町

檜葉町総合グラウンド

ならはPA

ならはスカイアリーナ

大谷地区集会所

ならはSIC

檜葉町コミュニティセンター

木戸川



洪水・土砂防災マップ② [海岸南部]

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 令元情使、第415-GISMAP42773号)



● 洪水灾害時の浸水予想範囲

想定浸水深

2.0m以上～ 5.0m未満
1.0m以上～ 2.0m未満
0.5～1.0m未満
0.5m未満

※浸水想定区域は、現在の木戸川の河道整備状況と木戸川ダムの洪水調整等を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる降雨である概ね70年に1度起こる大雨が降ったことにより、木戸川等の河川が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものです。

凡 例

	指定緊急避難場所		洪水災害非対応
	津波避難場所 (指定緊急避難場所)		土砂災害非対応
	指定避難所		高速道路
	福祉避難所		一般国道
	役 場		主要地方道
	警察署		一般県道
	消防署		鉄 道
	病 院		市町村界

土砂災害 危険区域		土石流危険渓流域
		土石流危険区域
		急傾斜地(警戒区域)
		急傾斜地(特別警戒区域)

1:18,000

0 500 1000 m

木戸川

250

35

土砂 女平地区集会所

檜葉町

35

土砂 大坂地区集会所

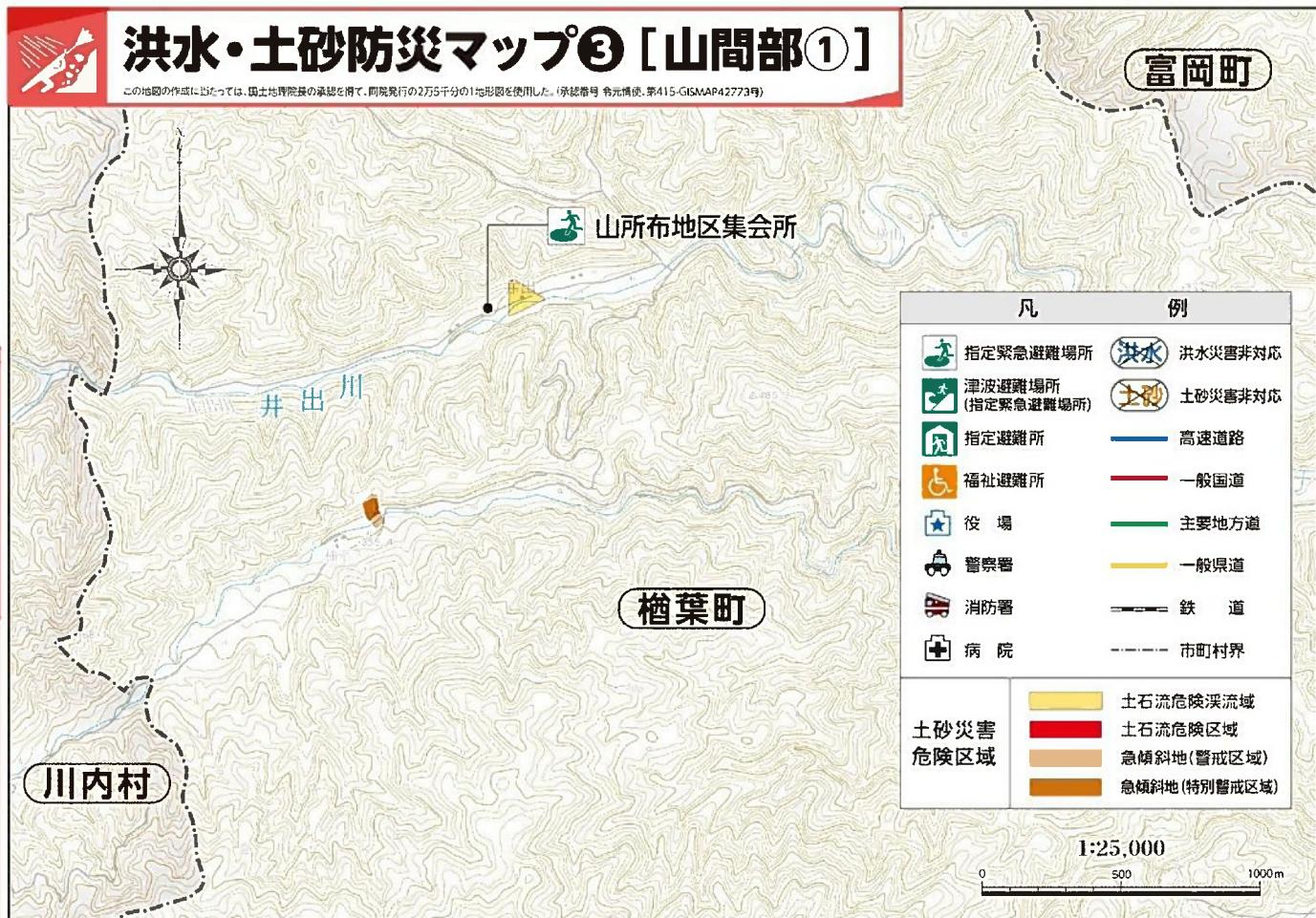
北迫川



洪水・土砂

洪水・土砂防災マップ③ [山間部①]

④ [山間部②]





指定緊急避難場所

指定避難所と重複する避難所

指定避難所



福祉避難所(指定避難所)

避難所一覧

施設・場所名	住 所	対象とする異常な現象の種類						
		洪 水	土 砂	高 潮	地 震	津 波	火 事	内水氾濫
上井出地区集会所	楓葉町大字井出字木屋106	○	○	○	○	○	○	○
萩平地区集会所	楓葉町大字井出字萩平58-1	○	○	○	○	○	○	○
下井出地区集会所	楓葉町大字井出字前沢52-1	○	○	○	○	○	○	○
北田地区集会所	楓葉町大字北田字中川原23-1	×	○	×	○	×	○	×
サイクリングターミナル	楓葉町大字北田字上ノ原27-29	○	○	○	○	○	○	○
鐘突堂地区集会所	楓葉町大字北田字鐘突堂4-16	○	○	○	○	○	○	○
楓葉中学校	楓葉町大字北田字鐘突堂2-1	○	○	○	○	○	○	○
楓葉中学校武道館	〃	○	○	○	○	○	○	○
楓葉町保健福社会館	○	○	○	○	○	○	○	○
楓葉町公民館	〃	○	○	○	○	○	○	○
楓葉町コミュニティセンター	○	○	○	○	○	○	○	○
中満南住宅地区集会所	楓葉町大字北田字中満272-1・273-1	○	○	○	○	○	○	○
あおぞらこども園	○	○	○	○	○	○	○	○
大谷地区集会所	楓葉町大字大谷字山根20-1	○	○	○	○	○	○	○
楓葉町総合グラウンド	楓葉町大字大谷字上ノ原73-17他	○	○	○	○	○	○	○
ならはスカイアリーナ	○	○	○	○	○	○	○	○
松館地区集会所	楓葉町大字上繁岡字中平198-3	○	×	○	○	○	○	○
旭ヶ丘地区集会所	楓葉町大字井出字所布77-29	○	○	○	○	○	○	○
山所布地区集会所	楓葉町大字上繁岡字所布22-8	○	○	○	○	○	○	○
上繁岡地区集会所	楓葉町大字上繁岡字堤袋8-4	○	○	○	○	○	○	○
繁岡地区集会所	楓葉町大字上繁岡字山神97-36	○	○	○	○	○	○	○
下繁岡地区集会所	楓葉町大字下繁岡字篠柄14-2	○	○	○	○	○	○	○
アンフィニ株式会社	楓葉町大字下繁岡字北谷地16	○	○	○	○	○	○	○
波倉地区集会所	楓葉町大字波倉字原164-1	○	○	○	○	○	○	○
ばらぐち商店	楓葉町大字波倉字小浜作5	×	×	×	×	○	×	×
営団地区集会所	楓葉町大字波倉字原135-28	○	○	○	○	○	○	○
向ノ内住宅地区集会所	楓葉町大字井出字浄光東13-1	○	○	○	○	○	○	○
浄光西地区集会所	楓葉町大字井出字浄光西3-51	○	○	○	○	○	○	○
有限会社ウインズトラベル	楓葉町大字井出字浄光東27-7	○	○	○	○	○	○	○
乙次郎地区集会所	楓葉町大字大谷字乙次郎133	○	×	○	○	○	○	○
上小塙地区集会所	楓葉町大字上小塙字宮平2-2	○	○	○	○	○	○	○
下小塙地区集会所	楓葉町大字下小塙字久保田66	○	○	○	○	○	○	○
楓葉南小学校(まなび館)	○	○	○	○	○	○	○	○
楓葉町公民館分館	楓葉町大字下小塙字久保田63-3	○	○	○	○	○	○	○
楓葉町南児童館	楓葉町大字下小塙字稻荷前56	○	○	○	○	○	○	○
後沢住宅地区集会所	楓葉町大字下小塙字上ノ原2-1	○	○	○	○	○	○	○
佐野地区集会所	楓葉町大字下小塙字佐野98-1	○	○	○	○	○	○	○
一ツ屋住宅地区集会所	楓葉町大字下小塙字府ノ内8-18	○	○	○	○	○	○	○
山田岡地区集会所	楓葉町大字山田岡字五里内7	○	○	○	○	○	○	○
名古谷地区集会所	楓葉町大字山田岡字名古谷51-5	○	○	○	○	○	○	○
道の駅ならは	楓葉町大字山田岡字大堤入22-1	○	○	○	○	○	○	○
前原地区集会所	楓葉町大字前原字岡崎32-2	×	○	×	○	×	○	○
徳林寺	楓葉町大字前原字寺後27	×	×	×	×	○	×	×
山田浜地区集会所	楓葉町大字山田浜字上ノ代27	○	○	○	○	○	○	○
シウ神山住宅地区集会所	楓葉町大字山田浜字シウ神山50-2	○	○	○	○	○	○	○
女平地区集会所	楓葉町大字上小塙字女平218-1	○	×	○	○	○	○	○
大坂地区集会所	楓葉町大字山田岡字大坂61-10	○	×	○	○	○	○	○



原子力災害時の避難



原子力災害が起きた場合、何よりも重要なことは、放射線被ばくを避けることです。放射性物質や放射線は目に見えず、匂いもないため原子力災害が発生した場合は、行政などから出される情報をもとにあわてず落ち着いて行動しましょう。

■ 原子力災害時の避難行動について

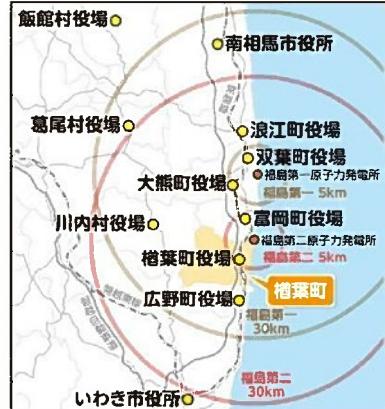
楢葉町は**町内全域がPAZ(予防的防護措置を準備する区域)**の範囲内にあたり、災害や事故により福島第一・第二原子力発電所から万が一、放射性物質が放出される可能性がある場合は、早めの広域避難指示が出されます。

PAZ(予防的防護措置を準備する区域)について



予防的防護措置を準備する区域
Precautionary Action Zone

原子力発電所から比較的近く、早めに(原子力発電所から、万が一放射性物質が放出される前に)、予防的に避難指示が出されます。



原子力施設からの距離

■ 正確な情報を入手する

うわさやデマに惑わされないよう、町からの情報伝達手段を確認し、いざという時に迅速・的確に情報を入手できるようにしておきましょう。



楢葉町のアプリケーション「ならは×アプリ」

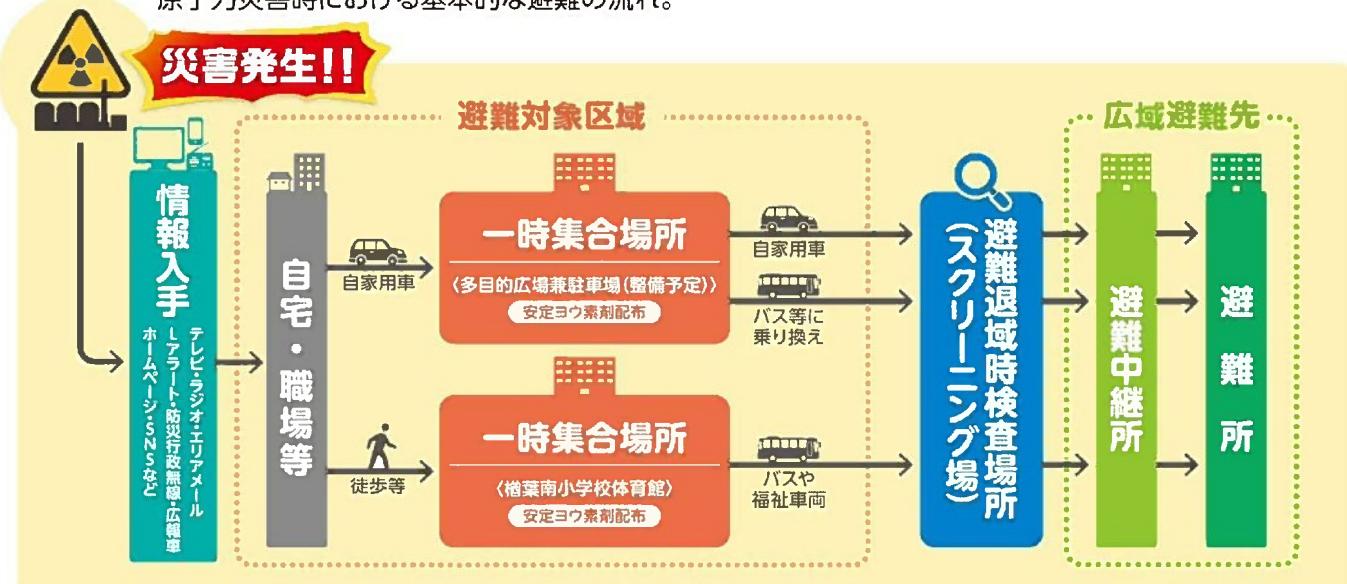
町専用アプリ(ならは×アプリ)でも災害時の情報を確認することができます。



※Lアラートとは 災害などの地域の安心・安全に関する情報を住民に迅速かつ効率的に提供するシステム。

■ 広域避難の手順について

原子力災害時における基本的な避難の流れ。



► 一時集合場所

一時集合場所は、自家用車で避難できない住民が集まって町の用意するバス等で避難する際の集合場所です。

施設名	所在地	対象地区
楓葉南小学校(まなび館)	楓葉町大字下小塙字麦入31	町内全域
多目的広場兼駐車場(整備予定)	楓葉町大字山田岡字小堤 地内	

► 避難中継所

避難する住民が広域避難先の避難所に向かう途中で、情報提供、避難退域時検査等の実施及び避難先施設の調整を円滑に行うため、県と連携して、避難中継所を設置します。

施設名	所在地	対象地区
本郷老人福祉センター	会津美里町字山道上69-1	町内全域
本郷第二体育館	会津美里町福重岡字桜ノ下32	

► 広域避難先施設

避難先市町村における施設名

行政区	避難先市町村	避難先市町村内の施設名
宮 団	会津美里町	ふれあいセンター「あやめ荘」
繁 岡(井出地区)	会津美里町	福島県立大沼高等学校(第1体育館)
松 館	会津美里町	福島県立大沼高等学校(第2体育館)
下井出	会津美里町	宮川生涯学習センター尾岐分館・本郷中学校(体育館)
下繁岡	会津美里町	高田生涯学習センター
波 倉	会津美里町	高田小学校(体育館)
繁 岡(上繁岡地区) 乙次郎	会津美里町	高田体育館
上繁岡	会津美里町	高田中学校(体育館)
上井出	会津美里町	宮川生涯学習センター・旭地区公民館・宮川小学校(体育館) 宮川生涯学習センター藤川分館・旧藤川小学校(体育館) 宮川生涯学習センター赤沢分館
大 谷 上小塙 女 平	会津美里町	新鶴小学校(体育館)・新鶴中学校(体育館) 新鶴生涯学習センター・新鶴体育館・新鶴高齢者福祉センター
北 田	会津美里町	本郷生涯学習センター・本郷体育館 本郷老人福祉センター・本郷第二体育館
山田浜	柳津町	岩坂町公民館・出倉会館 中野会館・野老沢集会所 五戸敷地区集会所・湯八木沢会館 牧沢地区集会所
下小塙 前 原	柳津町	会津柳津学園中学校・西山温泉せいざん荘 西山地区交流センター・運動公園温泉施設・西山保育所
山田岡 大 坂	会津坂下町	坂下東小学校・坂下中学校 広瀬コミュニティセンター・川西コミュニティセンター

► 福祉避難所



施設名	所在地
ゆきわり荘	会津美里町小沢字牛首甲1213-3



原子力災害ハザードマップ

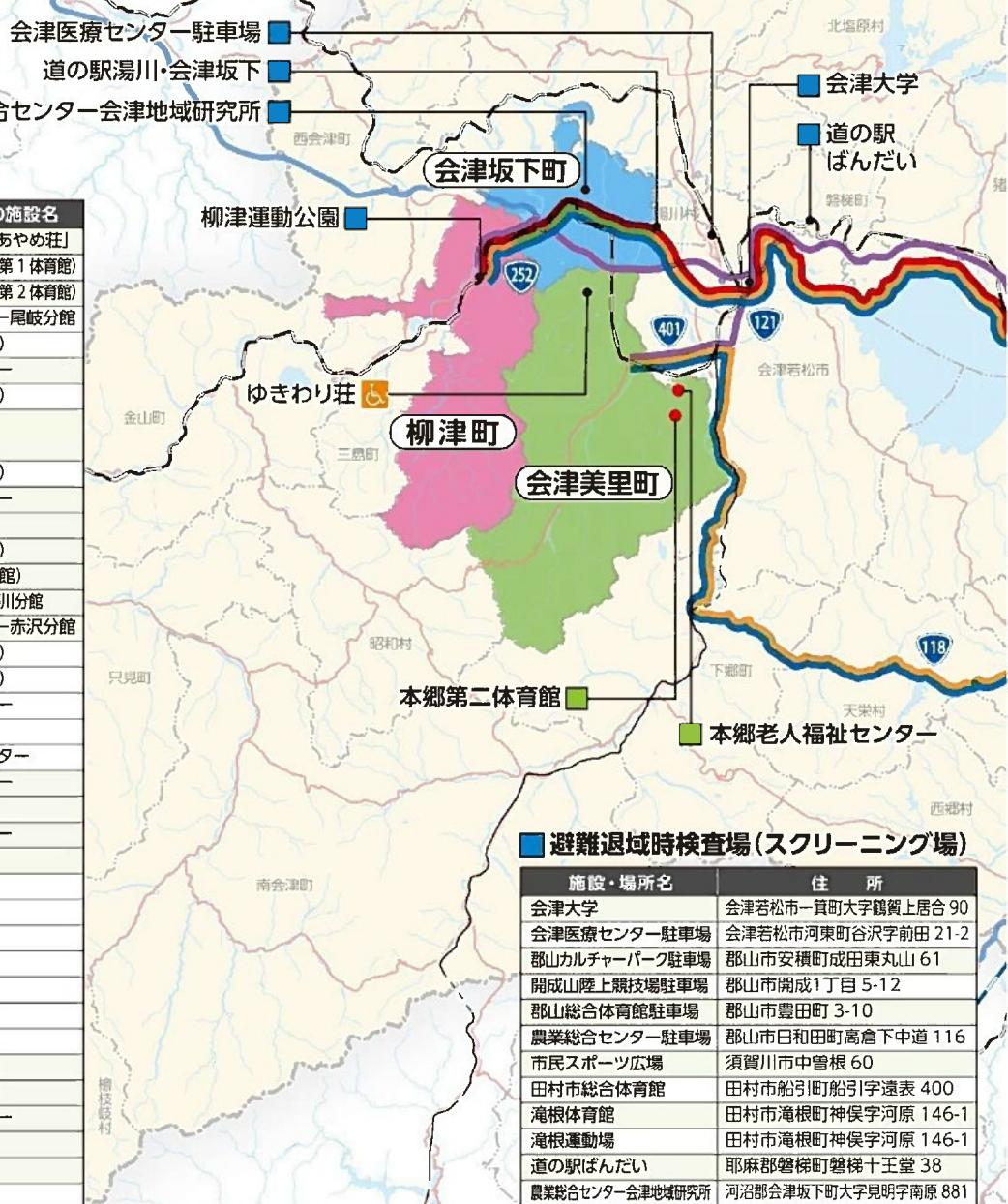
この地図の作成に当たっては、国土土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 令元情使、第415-GISMAP42773号)

避 難 ルート

常磐道	磐越道	国道49 会津坂下町	国道6 国道49
		国道252 柳津町	
国道6 国道399 県道41 県道66 県道42 国道49		国道121 国道401 会津美里町	県道35 県道41 県道66 県道42 国道49
		会津坂下町 国道252 柳津町	

広域避難先施設

行政区	避難先市町村	避難先市町村内の施設名
宮 団		ふれあいセンター「あやめ荘」
新岡(井出地区)		福島県立大沼高等学校(第1体育館)
松 館		福島県立大沼高等学校(第2体育館)
下井出		宮川生涯学習センター尾岐分館
下繁岡		本郷中学校(体育館)
波 倉		高田生涯学習センター
繁岡(上繁岡地区)		高田小学校(体育館)
乙次郎		高田体育馆
上繁岡		高田中学校(体育館)
		宮川生涯学習センター
		旭地区公民館
		宮川小学校(体育館)
上井出	会津美里町	旧藤川小学校(体育館)
		宮川生涯学習センター藤川分館
		宮川生涯学習センター赤沢分館
		新鶴小学校(体育館)
		新鶴中学校(体育館)
大 谷		新鶴生涯学習センター
上小塙		新鶴体育馆
女 平		新鶴高齢者福祉センター
		本郷生涯学習センター
北 田		本郷体育馆
		本郷老人福祉センター
		本郷第二体育馆
山田浜	柳津町	岩坂町公民館
		出倉会館
		中野会館
		野老沢集会所
		五置敷地区集会所
		湯八木沢会館
		牧沢地区集会所
		会津柳津学園中学校
		西山温泉せいざん荘
		西山地区交流センター
		運動公園温泉施設
		西山保育所
山田岡 大 坂	会津坂下町	坂下東小学校
		坂下中学校
		広瀬コミュニティセンター
		川西コミュニティセンター



避 難 中 繼 所

施設・場所名	住 所
ゆきわり荘	会津美里町小沢字牛首甲1213-3
本郷第二体育馆	会津美里町福重岡字桜ノ下 32

福祉避難所

施設・場所名	住 所
ゆきわり荘	会津美里町小沢字牛首甲1213-3

原子力

原子力災害ハザードマップ



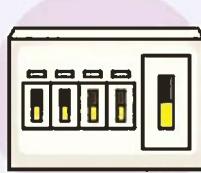
避難の手引き

避難する時の注意点



ガスの元栓を閉める

ガス爆発の危険があるため、ガスの元栓を閉めましょう。



ブレーカーを落とす

停電しているときでも必ずブレーカーを落としてから避難してください。



連絡・メモを残す

安否情報、連絡先などのメモを残しましょう。



避難は徒歩で、2人以上が望ましい

特別な事情を除き、避難は徒歩が原則です。



避難時の服装

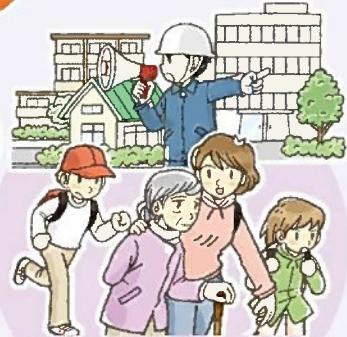
荷物は少なく、動きやすい服装で。

ヘルメット、防災頭巾などで頭を保護

持ち出し品はリュックがオススメ

軍手や革手袋などで手を保護

靴は底の厚い履きなれたものを



指示にしたがう

避難誘導者がいる場合は、指示にしたがいましょう。

要配慮者への思いやりを

高齢者や障がい者、傷病者、幼児、妊産婦、外国人、旅行者などは避難に時間がかかったり、情報や状況を迅速に把握できない場合があります。近所の要配慮者に気を配り、災害時には地域で協力あって支援しましょう。



高齢者・傷病者

- 正しい情報を伝える
- 不安を取り除くように声をかける
- 手を貸したり、おぶって避難



障がい者

- 介助の手助けを
- 耳が不自由な方には、筆談や身振りで対応



妊産婦・幼児

- 手荷物を持つ等の手助けを
- 子どもがはぐれたり、ケガをしないよう気にかける



外国人

- 正しい情報を伝える
- 言葉が通じない場合は身振りや絵で会話を

■非常持ち出し品を準備する

もしもの災害時にすぐに避難できるよう「**非常持ち出し品**」を準備しておきましょう。自分や家族にとって必要なものを事前に用意しておくと安心です。荷物を増やしすぎると、スムーズに避難できなくなりますので注意しましょう。

☑ 非常持ち出し品チェックリスト

- 貴重品** 現金・預金通帳※・キャッシュカード・印鑑・健康保険証※・運転免許証※など
- 避難用具** 懐中電灯・携帯ラジオ・予備の電池・充電器・ロープ・ヘルメットなど
- 救急用具** 絆創膏・包帯・消毒液・常備薬・持病薬、おくすり手帳も忘れずに
- 飲料水** 持ち運びできるペットボトル入りのもの（1人1日3リットルが目安）
- 非常食** 乾パンや缶詰など火を使わなくても食べられるもの、アレルギー対応食なども
- 生活用品** 洗面道具・ティッシュ・携帯用トイレ・生理用品・万能ナイフ・ビニール袋・軍手・メガネなど
- 衣料品** 下着・靴下・長袖・長ズボン・雨具など、季節によっては防寒具も用意しましょう



※重要書類はコピーや、必要事項をメモしたものを入れると良い

赤ちゃんや高齢者のいる家庭は必要に応じてプラス +

- 粉ミルク・ほ乳びん
- ベビーフード・おやつ
- 紙おむつ・おしりふき
- 絵本・おもちゃ
- 抱っこひも など



- 簡易トイレ
- 大人用紙おむつ
- 介護用品
- 予備のメガネ・補聴器
- 入れ歯 など



日常備蓄

災害が発生した場合、救援物資が届くまで、少なくとも**3日～1週間程度を自活できるよう**、食料品・飲料水・日用品などを多めに買い置きしておく「**日常備蓄**」で、安心も一緒に備えましょう。

住宅火災や地震による通電火災から命を守るために 住宅用火災警報器と戸別受信機を設置しましょう!



住宅用火災警報器

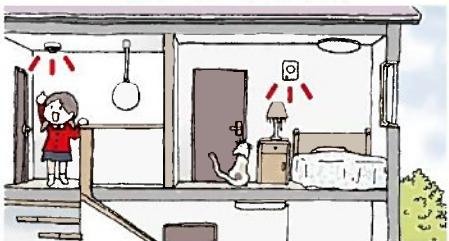
住宅用火災警報器は消防法によりすべての住宅に設置が義務付けられています

ホームセンターや家電量販店などで購入でき、配線工事などは不要で、ネジ止めで設置が可能で、すでに設置している場合、取り換えるの目安は10年ほどで、電池切れや音が鳴らないなど機器の点検を時々行いましょう。

必ず設置する場所

寝室や寝室のある階の階段

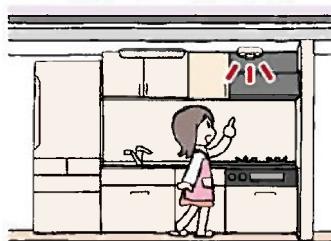
※煙式タイプの設置を推奨



設置に努める場所

台所や居室など

※熱式タイプの設置を推奨



戸別受信機

檜葉町では戸別受信機を貸し出しています。

地震や火災など災害時の情報と町からのお知らせなどを放送します。

詳しくは役場までお問い合わせください。



避
難

避
難
の手
引き

洪水・土砂災害などで発令される避難情報

(気象庁と各市町村より発表・発令)

気象庁・檜葉町から注意報・警報が発表されると、災害が発生する可能性があります。その場合、住民の方々が取るべき避難のタイミングを**5段階の「警戒レベル」**でお知らせします。レベル3・4が発令された地域にお住まいの方は速やかに避難してください。また、情報が発令されていなくても**危険を感じたら自らの判断で避難**しましょう。

★逃げ遅れゼロへ!!

警戒レベル 4 で全員避難!!

災害の危険度

全員避難!

高齢者等は避難!

警戒レベル

5

命を守るための最善の行動をとりましょう。
すでに災害が発生している状況です。

4

全員避難!

安全な場所へ避難

3

高齢者等は避難!

避難に時間要する人は避難。他の住民のみなさんは、避難の準備をしましょう。



2

ハザードマップ等で避難行動の確認をしましょう。

1

災害への心構えを高めましょう。

4

で全員避難!!

住民の避難行動

避難情報等

防災気象情報(例)
(警戒レベル相当情報)

災害発生情報等

|氾濫発生情報
|大雨特別警報
(土砂災害)等

|避難指示
(緊急)
|避難勧告

|氾濫危険情報
|記録的短時間
大雨情報等
|土砂災害警戒情報等

町が発令

|避難準備・
高齢者等避難
開始

|氾濫警戒情報
|大雨・洪水警報
(土砂災害)等

気象庁が発表

大雨注意報・
洪水注意報等

早期注意情報
(警報級の可能性)

※上記の相当情報は、住民のみなさんが自動的に避難行動をとるために参考とする情報です。

※1 各種の情報は、警戒レベル1~5の順番で発令されるとは限りません。状況が急変することもあります。

※2 町は様々な情報をもとに避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が同時に発令されるわけではありません。

※身の危険を感じたときは警戒レベルに関わらず避難してください。



警戒レベル5 特別警報

すでに災害が発生している状況です
ただちに「命を守る行動」をとってください!